

平成 19 年 5 月

JBDF 東部総局アマチュア登録選手 殿

東 部 総 局 局 長 西 坂 範 之
東 部 総 局 競 技 部 長 千 田 耕 平

JBDF東部総局アマチュア登録選手の皆様へ

昨今、選手のモラル低下が取り沙汰されておりますが、今一度選手規定等を再確認し、厳守していただきます様、お願い申し上げます。

(財)日本ボールルームダンス連盟[JBDF]東部総局アマチュア登録選手は、他組織の規定ではなく、東部総局 施行細則の「第 7 章選手規定 - 第 6 条アマチュア選手規定」を遵守しなければなりません。

(抜粋、一部要約)

第 6 条 アマチュア選手規定

- 1) 教師資格(*1)を保持している者及びプロフェッショナルであることを声明した者は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
*1 教師資格 :アマチュアの地域指導員は除く
- 2) ダンスを踊ったり指導したりすることで、必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
- 3) アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にあるときは、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
- 4) アマチュア選手がデモンストレーションに出演するときは、出演(許可)願いを本総局に提出しなければならない。その場合も必要経費以上に報酬を受けてはならない。

競技規定は、隔年、選手登録証送付の際に同封しています。

JBDF東部総局アマチュアA級登録選手の皆様へ

東部総局 施行細則の「第 6 章昇降級規定 - 第 7 条昇降級補足事項への追記がありましたので、ご確認いただきます様、お願い申し上げます。

(抜粋、一部要約)

第 7 条

- 3) 全日本選抜ダンス選手権は、5 種目総合の成績順位を昇降級の対象とする。
- 4) ジャパントロフィーは、昇降級の適用を受ける競技会とする。
- 5) 全国アマチュアダンス選手権は、降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 7) 公認競技会の競技中に起こった不測の事故での公傷のときや海外出張が長期に亘るときは、申請(*2)により「適当である」と認められた場合、年度末において登録級における維持条件を満たしていなくても、降級規定の適用を受けないものとする。
*2 申請 :公傷のときは診断書、海外出張のときは事業所からの証明書の添付も必要
- 9) アマチュアA級選手は、1競技年度内で東部総局主催の選手権(東部日本ダンス選手権、東京ダンス選手権、全関東ダンス選手権)のいずれかに 1度も出場していない場合は、JBDF三大大会(全日本選抜ダンス選手権、日本インターナショナルダンス選手権、全日本アマチュアダンス選手権)では降級規定の適用を受けられないものとする。

以 上